

りそなデビットカード〈プレミアム〉会員特約

1. (目的)

(1) りそなデビットカード〈プレミアム〉会員特約(以下「本特約」といいます。)は、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行または株式会社みなと銀行(前記4社のうち入会申し込みを受付した1社を以下「当社」といいます。)が所定の方法で発行するりそなデビット一体型ICキャッシュカード〈プレミアム〉(以下「本カード」といいます。)の機能・使用方法等について定めるものです。当社が本特約に基づき本カードの会員に提供するサービスを「本サービス」といいます。

(2) 本カードの会員は、「りそな Visa デビットカード規定」(関係する特約等を含む。以下同じ。)のほか、本特約に従うものとします。

2. (会員資格)

すでにりそなデビット一体型ICキャッシュカードの会員であり、本カードへの入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を本カードの会員とします(以下「会員」というときは本カードの会員を指します。)

3. (会費)

会員には、本カードにつき、当社所定の期日に、当社所定の会費をお支払いいただきます。なお、当社所定の会費をお支払いされていない場合は、本カードのサービス・特典をご利用いただけない場合があります。また、会費は理由のいかんを問わずお返しいたしません。

4. (会員資格の喪失)

(1) 会員が、当社所定の書面により本カードの退会を申し入れ、当社が受理した場合、本サービスの提供は終了します。

(2) 会員が、りそなデビット一体型ICキャッシュカードの会員資格を喪失した場合、本カードの会員資格も当然に喪失します。

(3) 会員が、「りそな Visa デビットカード規定」13.(3)各号または次のいずれかに該当した場合は、当社は、事前の通知・催告なく、本サービスの会員資格を取り消すことができます。この場合、「りそな Visa デビットカード規定」13.(3)(5)の規定が適用されます。

① 会員が「りそな Visa デビットカード規定」および本特約に違反する等、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

② 当社所定の期日に当社所定の会費の支払がなかったとき

5. (本特約の変更等)

当社は本特約を変更できるものとし、相応の期間をもって、当社ホームページ等に掲示することにより会員に変更内容を予告するものとします。

6. (規定および規定の準用)

本特約に特段の定めがない事項のうち、キャッシュカード機能については、「普通預金規定」「キャッシュカード規定(個人用)」、「デビットカード取引規定」および「生体認証ICキャッシュカードにかかる特約」を、Visa デビット機能については「りそな Visa デビットカード規定」をそれぞれ準用するものとします。

以上

(2025 年 1 月 6 日改定)